



インドネシア国内取引のルピア建て決済義務化に関するお知らせ

インドネシア中央銀行は、2015年7月1日からの「インドネシア国内取引のルピア建て決済義務化」を発表しました。

「インドネシア国内での商取引においては、現金・非現金取引を問わず価格表示を含めて現地通貨インドネシアルピアの利用を義務とする。違反者には罰金を科す。」という内容です。具体的にて、下記があてはまります。

- ☆ インドネシア国内の商品の値段は必ずルピアで表示する。
- ☆ インドネシア国内の商品購入の際は必ずルピアで支払う。

つきましては、インドネシアにお越しいただくお客様にも以下のような影響があります。

1. ホテルでの支払いはルピアのみ
2. レストラン・コンビニでの支払いはルピアのみ
3. 土産物屋等の小売店での支払いはルピアのみ
4. SPA・アクティビティ会社等での支払いはルピアのみ
5. タクシー等の乗り物の支払いはルピアのみ

ホテルやレストラン、SPAなどではUS\$(米ドル)なども利用できるところが多いのですが、これが一切不可(罰金の対象)となるとのことです。

ただし、通達が浸透するには時間がかかることも予想され、場合によっては「外貨でも支払えた。」という事例もあるかと思いますのでご了承ください。

ご不明な点がございましたら、アジアワールドへお問い合わせください。